

○いわき市消費生活センター条例

昭和48年12月20日
いわき市条例第75号

改正 平成13年12月26日いわき市条例第59号
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いわき市消費生活センター	いわき市平字一町目1番地

(事業)

第3条 いわき市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する知識の普及に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の提供に関すること。
- (4) 消費生活に係る商品の簡易な試験、検査等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるものほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可)

第4条 消費生活センターの施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用)

第5条 消費生活センターの施設又は設備の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守して使用しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の規定に違反したときは、使用の許可を取消すことができる。

(損害賠償)

第6条 消費生活センターの施設若しくは設備を滅失し、又はき損した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年2月15日から施行する。

附 則(平成13年12月26日いわき市条例第59号)

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

○いわき市消費生活センター条例施行規則

昭和49年2月13日
いわき市規則第7号

改正 平成元年12月28日いわき市規則第56号 平成4年9月21日いわき市規則第41号
平成5年3月31日いわき市規則第14号 平成7年3月31日いわき市規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、いわき市消費生活センター条例（昭和48年いわき市条例第75号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休所日)

第2条 消費生活センターの定期休所日は、いわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、消費生活センターの全部又は一部について、臨時に休所し、又は開所することができる。

(使用時間)

第3条 消費生活センターの使用時間は、前条の定期休所日を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(使用の申請及び許可)

第4条 消費生活センターの施設又は設備を使用しようとする者は、使用する日の3日前までに消費生活センター使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、消費生活センター使用許可書（第2号様式）を交付する。

(使用許可書の携帯)

第5条 前条第2項の規定により交付を受けた消費生活センター使用許可書は、使用中常時携帯し、市長の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用のとりやめ)

第6条 使用者は、消費生活センターの施設又は設備の使用を取りやめようとするときは、すみやかに、その旨を市長に届出なければならない。

(使用者に対する指示)

第7条 市長は、消費生活センターの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、消費生活センターの施設又は設備の使用に関して必要な指示をすることができる。

(遵守事項)

第8条 使用者は、消費生活センターの施設又は設備の使用にあたつては、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 消費生活センターの施設若しくは設備を滅失し、又はき損しないこと。
- (2) 消費生活センターにおける清潔及び整頓を保持すること。
- (3) 消費生活センターにおける風紀及び秩序を乱さないこと。
- (4) 使用が終つたとき、又は使用許可を取消されたときは、直ちに施設若しくは設備を原状に回復すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条の規定により市長が指示する事項

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年2月15日から施行する。

附 則 (平成元年12月28日いわき市規則第56号)

この規則は、平成2年2月1日から施行する。

附 則 (平成4年9月21日いわき市規則第41号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日いわき市規則第14号)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則 (平成7年3月31日いわき市規則第28号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

第1号様式

※許可年月日 年 月 日	※許可番号 第 号
---------------------------	-------------------

年 月 日

いわき市長 様

申請者住所.....

職業又は団体名.....

氏名又は代表者名.....

消費生活センター使用許可申請書

使 用 目 的			
使用する施設・設備の名称			使 用 人 員 名
使 用 日 時	自 年 月 日 (午前後)	時 分)	
	至 年 月 日 (午前後)	時 分)	
使 用 責 業 者 の 住 所・氏 名	住 所 氏 名		
そ の 他 参 考 事 項			
※ 許 可 条 件			
※ 受 付 年 月 日	年 月 日		

注意

※印の欄は記入しないこと。

第2号様式

年 月 日

様

いわき市長

印

消費生活センター使用許可書

使 用 目 的	
使 用 する 施 設・ 設 備 の 名 称	
使 用 日 時	自 年 月 日 (午前後 時 分) 至 年 月 日 (午前後 時 分)
使 用 責 擔 者 の 住 所・氏 名	住 所 ----- 氏 名
そ の 他 参 考 事 項	

許 可 条 件	
申 請 年 月 日	年 月 日 -----
受 付 年 月 日	年 月 日

注意

- 1 使用するときは、この許可書を携帯し、請求があつたときは、提示すること。
- 2 この許可書を他人に譲渡又は貸与することはできない。
- 3 準備、あと仕末に要する時間は、利用時間に含まれる。